

平成19年12月11日（火）

○議長（中上良隆君） 順番9、16番 中谷晋君。

〔16番（中谷 晋君）登壇〕

○16番（中谷 晋君） 過日、平成19年度の議員研修において講師より指導を受け、勉強したしたことより、一部において若干そぐわないかもしれませんが、憲法第15条を十分理解し、議員活動の現実の中で一般的意思と文化的意思とに両判断を、自己調整を行い、必要な発言権の範疇とし、9月の議会において一般質問を行いたいと思います。

「近き者を説べば、遠き者来らん」。論語の一節ですが、近い者が喜び、懐き、そのうわさを聞いて遠くの者が自然にやってくる、そのような政治を行い、住んでいる人が真に暮らしよく、誇りに思えるような橋本市の実現をという姿勢が木下市長の政治スタンスであろうかと思っています。市長並びに職員が一丸となって政策の執行に取り組んでいただいていますこと当然のことではありますが、別途お礼を申し上げておきます。

さて、さきの小泉改革政権下でのアメリカ一辺倒の市場原理主義優先の国策により拡大を続ける都市部と地方との構造格差や地域間格差により、全く活力の乏しい地方の社会情勢が発生し、本市においても財政が極端に疲弊し、その運営は大変厳しい状況下にあるということは認識いたしています。しかしながら、新しい橋本市としての特性や「顔の見えるまち」づくりのために一定の財源を確保し、そのための諸施策の執行は必要不可欠であると思います。地方自治体の重要な任務であるところの住民生活を支える公共サービスの提供を低下させることなく執行しながら、一方では財政の再建をも図るという、その任務を

果たす創意工夫が必須の厳しい視点が欠かせない、これは市場経済における民間の利潤思想ではありません。

そのような状況下のもと、平成18年11月に策定された「橋本市行政改革大綱」を基本に、その実行計画たる「集中改革プラン」により行財政運営が図られているところであります。改革プランイコール100点満点と言えるのか。その政策の執行にあたって、内容の肉づけや決定の過程及び執行の体制づくりや担当部課の考え方、対住民への説明責任、そのようなもろもろの諸条件が完全に満たされて、結果100点となるのではないかと思います。一部において、住民と考え方や思惑の違い、また説明等の不備不足などのため、請願や陳情が提起されるものと思います。

政策の決定やその執行について、一例として上意下達方式、このような状況は、結果責任として、市長として必要な条件であると思いますが、また一方、完全な庁議体制方式をとっているのか、地域住民の声の取り扱いや関与等を含め、お尋ねいたします。

次に、高野口支所の廃止の案件についてですが、ビラの配布や掲示などで支所という名称と行政サービスの削減を憂慮し、一部住民たちによる一連の運動が展開されていましたが、その過程において、11月19日の新聞の折り込みチラシによれば、一部住民たちと四つの条件で合意できたと報告されていました。

これは、当局においては、合併時点の協議会において承認された施設の機能の意図するところと、今年の9月議会において当センターの機能や職員の配置等について当局の考え方をお聞きし、その答弁で人数についての確たる返答はありませんでしたが、支所的機能

としての対応でき得る質の高い人員配置を考慮したいとのお答えをいただいていると思いますが、これらの案件との相関性についてお聞きいたします。

次に、幼保一元化計画の仮称「高野口こども園」についてですが、地域関係者や保護者の皆さま方へのその後の対応や説明等についてお尋ねいたします。

旧高野口町の保育行政については、戦後の社会現象と相まって、地場産業の研さん発展に伴い、保育所の絶対数の必要な状況により、また、歴代の市長の保育行政への政治姿勢などにより充実が図られてきた経緯があります。しかしながら、時代の潮流により、また、各施設の老朽化や幼児数の減少などが進む社会的現象などのその環境の変化に対応すべき統廃合を含む幼保一元化対策事業については、地元も理解してくれているものかと思っております。

しかしながら、地域に根差した各施設は、その設置時により何らかの事情を伴って設置されています。私の今回の質問の趣旨は、9月議会の高野口町向島区長より提起された請願第2号の議決後、委員長報告の趣旨、内容等を担当部局が十分把握して地元対応を行っていないのではないかと。なぜなら、現地サイドでは、宅建業者が下見に入っているのでは当局は既に売却手続きに入っていますよというような怪情報が区の役員のところに入ってきた。ゆえに、地域は非常に行政不信を起しています。もとよりそのような痕跡はないものと思っておりますし、また、このような状況を発生せしめた紹介議員である私の不徳のいたすところでもありますが、いずれにいたしましても、当局の対応や事業の遂行とあわせ、統廃合後の向島保育所の跡地については、地域防災の拠点広場としてぜひとも地元に参加できるよう指示決定をお願いしたいので、

その方向性と対応についてお尋ねいたします。

次に、広域ごみ処理施設建設に伴う周辺整備事業についてお尋ねいたします。

本年9月の議会の全員協議会において当局より説明を受けた周辺整備計画書（案）については、全体的な方向性や対策などをよく検討、調整されていると思っております。当該事業は、橋本周辺広域市町村圏組合よりごみ処理施設の総建設事業費の合意された率の出資予算により、対応すべき本市の重要な政策課題であるという認識において、その方向性や対応について何点かお尋ねいたします。

まず、地域活性化交流施設の整備計画についてですが、本地域が広域組合よりごみ処理施設建設予定地として指定を受け、もろもろの施策が動き始めた当初のころより、当時の辻本旧高野口町長に私の政策として終始一貫して、雇用対策等を含めた周辺整備の一翼として、「道の駅」的な施設建設を国や県と協議、指導を受けながら取り組むよう、活動を展開してきた経緯があります。一時期、管理者会に提示し、県とも協議をしたいとのことで、鳥瞰図な提示を受けた記憶がありますが、本件についてその後の経緯はわかりませんが、そのような状況を踏まえて、整備計画の西ブロックへの対応についてお聞きいたします。

西ブロックの短期整備計画の自治体の対応分は了としますが、肝心の地元雇用の促進などが図られる、私がさきに述べた「道の駅」的な計画は平成23年以降で、しかも未定扱いとなっています。一般国道京奈和自動車道高野口インターを拠点とする「道の駅」的な施設の建設を図るべきと思いますが、もとより用地の提供が前提となりますが、施設等の建設が国のほうで設置でき得る事業が可能ではないかと聞いています。意見集約を図り、国及び県へその方向性などを指導対応を働きかけてはどうでしょうか。

なお、短期整備計画の東ブロックでの自治体並びに民間の扱いの施設などでも、補助金や助成の制度などの可能な対応について、あわせお尋ねいたします。

次に、3番目についてお尋ねいたします。

このたび、国において経済社会情勢の見誤りにより生じた都市部と地方との大きな格差や、とりわけ地方自治体の財政の疲弊対策のため、「地方再生枠予算」という新たな交付で制度を創設すると報道されています。これは、地方自治体が過疎対策や経済の活性化に使う予算という条件つきであり、なおかつ、地域の独自性を生かした取り組みなどにより、さらなる上積みも実施可能とのことでもあります。本市においても、地域の社会経済状況は冷え込み、自治体の財政力も疲弊している現状などを踏まえ、地場産業対策をはじめとして、地理的条件や少子高齢化現象などが進む中山間地域などの対策として「ぬくもりのある政治」を行い、「顔の見えるまち」づくりとして当該予算の見通しと政策への反映、展開が可能かどうかお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中上良隆君）16番 中谷晋君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）16番 中谷晋議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

質問の三点目、総合的な戦略としての地方再生枠予算についてのおただしでございます。お話がございましたように、地域間の格差がさらに大きく拡大していくということございまして、そうした国を挙げての非常に大きな問題となっておりますわけですが、その解消に向けまして、やはり国としての役割というんですか、非常に地方からの要望も日増しに大きくなってきておるといのは確か

であります。

そうした中で、総務省は、去る11月8日に開催された経済財政諮問会議に「地方の元気が日本の力」と銘打ったプログラムを提出し、地方と都市との共生や地方再生に向けた新たな取り組み、いわゆる「増田プラン」と呼ばれる案を提示いたされました。このプランは、政府の地域活性化のために立ち上げた、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、中心市街地活性化本部の四つの本部の事務局を統合した「地域活性化統合本部」による省庁、そして施策の横断的な総合的の地方支援戦略と連携して、地方税財政面での取り組みを示されたものでございます。この背景には、三位一体改革による地方交付税の削減や税源移譲による都市部と地方の税収格差の拡大などが問題視されておるわけございまして、財政力の弱い自治体を下支えし、地方主導で地域経済を立て直すねらいがあるとしております。

このことから、自治体の自主的・主体的な地方活性化施策に必要な経費として、地方交付税に「再生枠」を設け、その財源として、新聞にもよく出されてございますが、東京都や愛知県などの地方交付税の不交付団体の税収の一部を「再生枠」の財源に活用しようとするものであります。

なお、税源移譲がなされても、企業の少ない本市にとっては移譲額も少なく、また、その増収分は地方交付税の算定の基礎となる基準財政収入額に算入されることにより普通交付税交付額が減収となることから、実質大幅な増収とはなかなかならないのが実態でございます。地方交付税不交付団体や財政力の高い団体との税収格差は、多くの地方自治体と同様、さらに拡大しつつあるものと見ております。

地方再生枠に関しては、現在、国において

議論されており、再生枠予算自体がまだ確保されていないのが現状でございますが、具体的にお答えをすることができませんが、本市といたしましては、政府がまとめた「地方再生戦略」を十分今後見極めた上で、本市にとって何が必要か、そういうことを十分内部で検討いたしまして、その事業に向けて、また、地域の皆さんが本当に期待されるものをひとつ組み込んでまいりたいと考えておるところであります。そうした中での議員のご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、残余の件につきましては、担当参与より答弁をいたさせます。

○議長（中上良隆君）理事。

〔理事（塚本 基君）登壇〕

○理事（塚本 基君）集中改革プランの全般的な政策姿勢についてお答えいたします。

本プランでは、「市民に開かれた行政運営の推進」、「行政サービスの質の向上と適正化」、「簡素で効率的な行政運営の推進」を主要項目と位置づけ、平成18年度から平成22年度までの5年間で全119項目の実施項目に取り組むこととなっております。

各項目における執行体制については、行政改革推進本部を中心に関係各課と連携を図り、プランの着実な推進を図るものとなっております。実施方法についても、計画策定から実施、検証、見直しを繰り返すPDCAサイクルを基本に、可能な限り明確な指標の設定を行うなど、行政評価におけるノウハウを活用し、各項目において「最小の経費で最大の効果」が得られるように、今後も引き続き積極的な取組みを行ってまいりたいと考えております。

また、プラン全体の見直しにあたっては、推進期間（平成18年度から平成22年度）の中間地点であります平成20年度を目標とし、平成

18年度及び平成19年度の取り組み実績をもとに、より一層の財政の健全化を加速させるとともに、効率的かつ効果的な行政運営の推進に努めるものいたします。本プランの平成18年度の成果報告については、平成20年1月広報にて公表する予定となっております。

次に、集中改革プランの実施項目にも掲げております「高野口出張所の廃止」については、現在、平成20年度に開設されることとなる高野口地域交流センター、仮称ですが、での機能も含め、関係各課において調整が行われております。ご質問となっておりますセンターの機能に関する基本的な考え方につきましては、9月議会での答弁と重複することとなりますが、いわゆる支所的・出張所的な機能を有する施設ではございません。合併協議会での確認事項にもなっておりますが、本センターは福祉関連機能を兼ね備えた複合施設として整備されます。支所的・出張所的機能を有してはおりませんが、自動交付機を設置することにより住民票などの発行を可能とし、かつ市民の相談の窓口として地域の方々に利用される施設となります。センターの職員配置につきましては現在調整中ですが、概ね5名程度を予定しており、住民サービスにできるだけおこたえできるように努力してまいりたいと考えております。

次に、高野口こども園事業の質問にお答えいたします。

幼保一元化計画において廃園となる保育所、幼稚園につきましては、非常に厳しい財政事情であり、財源確保のため原則として売却をしていく方針を持っております。このことを踏まえた上で、個々の園の跡地利用や土地等の処分方法についてはそれぞれ園独自の事情がありますので、処分にあっては地元と十分協議が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）広域ごみ対策室長。

〔広域ごみ対策室長（山本重男君）登壇〕

○広域ごみ対策室長（山本重男君）中谷晋議員おただしの件についてお答え申し上げます。

前回9月議会会期中の全員協議会において、広域ごみ処理場建設地周辺の整備について本市の基本計画案を説明させていただきました。この基本計画案は、整備の目的を「地域の活性化」と「ごみ処理場のイメージ払拭」とし、立地状況に配慮した、「花」と「農業」、「地域の交流」をコンセプトにした整備であり、今後、地元のご理解をいただいて、短期、中期、長期の段階的な整備を進めていきたいというものであります。具体的には、整備ブロックを二つに分け、「東ブロック」では、広域ごみ処理場の廃熱エネルギーを利用したハウス農園を中心とした農業促進整備、「西ブロック」では、地域の産品販売所や体験工房、多目的広場、花壇園などによる、地域の活性と憩いの場所を整備するものであります。現在、これらの内容について、管理運営も含めて地元関係者の方々と検討、調整を進めております。

さて、議員のおただしは、その中のいわゆる西ブロックを整備するにあたり、本市にとって、財政的な部分も含め、整備内容が有利なものとなるようご意見をいただいたものと受けとめております。このことについて、現在、本市では、交付金・補助金事業として整備することを基本とし、より有利な事業メニューを調査検討しております。

ご指摘の、「道の駅」としての整備の有利性についてでございますが、まず国の直轄事業として「道の駅」整備を考えますと、基本的に「道の駅」は国道に直面し、車両通行量の非常に多い幹線道路に設置する休憩用の駐車場及びトイレ等に限り、国土交通省の直轄事業として整備することが要望できます。周辺

整備の計画場所はこれに当たらず、国土交通省の直轄整備事業とすることは非常に困難であると思われまます。

次に、市町村が「道の駅」を整備する場合を考えますと、一般的には、国土交通省の「まちづくり交付金事業」や「特定交通安全施設整備事業」、農林水産省のさまざまな交付金事業等を利用して事業が行われております。また、設置された施設を国土交通省に「道の駅」として登録申請し、定められた条件が確認された後、認定、登録されるものであります。

参考に、「道の駅」としての登録条件を説明しますと、1、利用者が無料で利用できる十分な容量の駐車場と清潔なトイレ及び休憩所を備えるとともに、歩行経路のバリアフリー化が図られていること。また、駐車場、トイレ、電話は24時間利用可能であること。2、案内・サービス施設には原則として案内員を配置し、親切な情報提供がなされること。この二点が登録の主条件となります。

これらのことも踏まえた上で、周辺整備の西ブロックについて県など関係機関と協議し、意見を集約したところ、農林水産省の「農山村活性化プロジェクト支援交付金事業」が周辺整備計画にふさわしい事業メニューの一つとして挙げられました。この農林水産省の交付金事業は、本市が計画するすべての施設が交付金対象となるものではございませんが、産直販売所、加工所、体験工房、駐車場、事務室、トイレ、多目的広場などの施設建設費が交付金対象事業となると思われ、対象事業費の2分の1を交付金として受け取ることができます。

以上、周辺整備西ブロックの起業についての状況を説明いたしました。今後、事業を進めていく上で、議員のご指摘とおり、より有利な事業手法を調査検討してまいります。

○議長（中上良隆君）この際、10時55分まで

休憩いたします。

(午前10時41分 休憩)

(午前10時56分 再開)

○議長(中上良隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

16番 中谷晋君、再質問ありますか。

16番 中谷晋君。

○16番(中谷 晋君) それでは、再質問を行います。

一点目の、全般的な政策姿勢やその取り組みについては、満足のいくお答えをいただいたので、了とするところであります。

二点目のコミュニティセンターについて再度お尋ねいたします。

合併を考える人たちとの合意事項の中で、合併時での旧市町間で承認された支所廃止後の新たに設置される施設の機能や、高齢者等の来訪者に的確に対応可能な職員の配置体制等を判断されているのか。このような状況証拠をつくって、言葉は悪いですが、お茶を濁されてはいけないというふうに思っておりますので、理事が言われたように、支所的機能は残しませんよという合併時点での承認事項は理解していますけれども、そういう支所的機能が機械的な処理だけでなしに、可能な職員の配備と、できれば5名というふうな答弁をいただきましたけれども、そういうものにこだわりを持たずに対応していただいたらありがたいなというふうに思いますので、その点をお尋ねいたしますので、お願いいたします。

○議長(中上良隆君) 企画部長。

○企画部長(吉田長司君) 中谷晋議員の初めの質問の中であったわけでございますけれども、高野口町合併を考える会世話人ということで文章が入ってございます。そういうことで、

その整合性についてどうやということがあったと思います。それにつきましても、9月議会で答弁した内容から逸脱するものではないというふうに考えてございます。

そこで書かれていることをちょっと言わせていただきますと、支所は来年平成20年3月31日までとする。新しくできる公民館の人員配置は5名の予定。公民館3名、行政職2名。三点目に、できるだけ市役所まで行かなくてもいいように努力する。花園方式をとる。四点目、支所のある間もそれ以降も、最大限、住民要望にこたえるよう努力するということで、この四点が合意事項というような形で書かれてございますけれども、これにつきましては、11月9日に市長室でその会の代表者と私と室長が入った中で話し合ったことでございます。

ということで、9月議会から新しいことといたしまして人員の配置ですけども、答弁させていただいたように5名、これはあくまでも予定でございますけれども、公民館の専門的な人が3名、それから、窓口対応できる人を2名程度置きたいという答弁の、これが文章になってこういうふうに書かれてございます。

それと、ちょっと特異なところで、花園方式をとるということを書いておりますけれども、これも注釈がございまして、花園支所ではできるだけ花園の支所のほうで窓口対応、いろいろな相談事についてもかつらぎ町の本庁まで行かんでも聞いていただくような形のものをとっているということで、そういう相談については花園のような形をとるということを表現したのが花園方式をという形で、支所が花園方式ということではなしに、そういうことでございます。

そして、職員の考え方につきましては、これは市長も申しましたように、正職員5名と

ということじゃなしに、臨時も含めた中で職員ということで、臨時・嘱託も含めた中で5名ということが答弁させていただいたとおりでございます。

ということで、9月議会との整合はとれているものと思っていますし、当初、9月議会の考え方、それから、それ以前の答弁で申し上げたことについては、逸脱しているものじゃないという考えでございます。

○議長（中上良隆君）16番 中谷晋君。

○16番（中谷 晋君）部長の言われることは理解できますのでその点は了といたしますけれども、予定の範疇にはめられていくような状況証拠をつくられては非常に困るという認識で私は質問させてもろうておりますので、そういう状況を踏まえて、今、部長が言われたように2名と3名、このチラシの中にも書いてありましたけど、臨時職員でそういう対応が可能であるという判断をされておられたら非常に困ると違うかなと私自身がそう思いますので、でき得れば正職員をきっちり配置して、5名という人数については、それはもう、できる職員を配置していただいたらその対応が可能であるというふうに認識しますので、その点についてはとやかく申しませんが、要するに、そういう相談に来られた高齢者の方にその来られた意図を十分把握して返答ができるような体制をとって下さいよということが、この支所的機能を有する職員の配置という私の質問の要旨でございますので、そういうことを含めてきっちり対応願いたいというふうに思いますので、もう一度お答え願えませんか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）職員の配置につきましては5名を考えているということで、予定ということで、特に決定したわけじゃないという表現をされていると思います。そうい

うことで、できるだけ正職員ということが望ましいと思いますけども、要は対応がスムーズにいくような形のということを念頭に置いて、そういうことも含めて、今後、人員配置については考えていきたいというふうに考えてございます。

○議長（中上良隆君）16番 中谷晋君。

○16番（中谷 晋君）それでは、次に行きます。

こども園事業に係る向島保育所跡地についてですけれども、9月議会において請願事案を不としたことは、この幼保一元化計画の市全体の中での統廃合される各地域を考慮しての判断が求められた結果であるという認識で、私も承諾せざるを得なかった経緯があります。

言われるように、答弁にありましたように、小田・向島地域には非常時のとき一時避難でき得るような適当な空き地がないことなどを踏まえるとともに、行政側がそれぞれの地域の状況を調査、住民の意見などを考慮しないままに、何もかも原則売却というお答えをいただいておりますけれども、行財政見直しが政策の一部にありでは木下市政のかなめが問われますし、政策としても味気ないと思いますので、ぜひともぬくもりのある行政を期待し、地域防災の拠点広場として地元へ貸与できるよう指示決定を願いたいので、再度、原則論ではなしに、その方向性と対応についてお尋ねいたします。

○議長（中上良隆君）理事。

○理事（塚本 基君）先ほどご答弁させていただきましたように、原則は売却というふうな考えを持っております。ですが、それぞれ園独自の事情もございまして、処分にあたりましては地元と十分協議が必要であるというふうな考えでおりますので、そこら辺も含めてご理解していただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中上良隆君）16番 中谷晋君。

○16番（中谷 晋君）ありがとうございます。ぜひともそのような方向でお願いしたいと思います。

なお、参考までに申しておきますが、本保育所の敷地は、当時の建設時に各地主の厚意により、ほとんどの敷地が無償で寄附された物件であるということを確認しておいていただきたいと思います。

次に、2項目めの広域ごみ処理関連の周辺整備でございますけれども、室長が言われるように、困難であるということで、今後の対応を放棄するのか、その点が一点目と、私の質問の意図するところは、室長が言われるように、集客などを目的として雇用の拡大を図り、地域の就労の可能域を確保しましょうということであるし、リサイクルセンターの施設なども広域組合のほうで鋭意取り組んで計画されているとのことでもあります。そういう施設などとあわせて、雇用の拡大と確保、また地産地消を念頭に、その先駆けとなるような施策の展開を図ってはということですので、言われるように、50%の交付金制度が農林水産省のほうであるということでも対応していただいているようですので、その辺を含めて、相互間の利潤の多いほうを採択されることについては私はとやかくは申しませんが、いずれにしても京奈和自動車道の高速のインターが高野口町大野地域になってますので、和歌山の方面の高速が開通した暁には、高野山の世界遺産にバスその他が立ち寄るところが付近にないので、そこら辺も含めて、国土交通省とか農林水産省に関係なしに、収穫ができる可能域を十分探っていただいたらというふうに思いますので、その辺の取り組みの姿勢を再度お願いできますか。

○議長（中上良隆君）広域ごみ対策室長。

○広域ごみ対策室長（山本重男君）先ほどご

答弁させていただきましたように、西ブロックにつきましては、今現在、管理運営も含めまして、地元の関係者の方々と検討、調整を進めているところでございます。

それで、雇用についてでございますが、産品販売所、それから多目的広場や花壇園等の整備をする中で雇用が生まれてくるものと考えております。また、直接的な雇用ではございませんが、産品販売所への農産物等の出荷に伴う、農業生産にかかわる方々の二次的な雇用も生まれてくるのではないかなというふうに考えております。

それで、この西ブロックの整備につきましては、道の駅としての直轄事業はできませんので、それ以外に本市にとって何が一番良策かということを考えました中で、農山村活性化プロジェクト支援交付金事業、この事業を用いて事業を進めていくということを基本に考えております。

それから、高野山の世界遺産との絡みで、集客状況はどうかということですが、確かに、今現在、高野山地域につきましては、世界遺産に登録されまして参拝者が増えております。また、京奈和自動車道が高野口インターまで開通したことによりまして、高野口インターから慈尊院を經由しての参拝も増えているようでございます。そういうことも含めまして、集客、雇用ということを考えてまいりたいと思っております。

また、議員ご指摘のリサイクルセンターで雇用も考えられるということがありましたが、確かに、今、広域組合のほうで、リサイクルセンターにおきまして雇用というものを考えているというふうに聞いております。それがどういうふうに展開していくかということにつきましては、今後、広域組合の様子をうちのほうも静観させていただきまして、また広域組合のほうへ進言させていただきたいと、

そういうように考えております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）16番 中谷晋君。

○16番（中谷 晋君）室長の言われる方向で進んでいただいたら結構だと思いますけれども、私の言うてる道の駅的な施設云々については、一般国道京奈和自動車道のインターを核にでき得る可能性があるのではないかという認識で言わせてもろうとるので、その辺を含んだもので今後対応、先ほど言われた農林水産省のなには進めて、方向は了としますので、そういうものも含めたもので今後対応でき得るようにお願いしておきたいと思えます。

次に、3番目の地域再生予算についてですが、私の言う顔の見えるまちづくりとは、創意工夫により自治体独特の単独事業の施策を展開すること、特色のあるまちを創設することとあります。先ほど市長のほうから本予算についての姿勢についてお聞かせいただきましたので、その方向で進んでいただくことに異論はございませんので、非常に厳しい状況であるという認識はお互いに持ってかなければならないと思えます。そういう中から特色のあるまちをつくと。もちろん、各地域から要望される自治会や区の事業対応もまちづくりとしては基本であり、決しておろそかにはできないと思っています。

一つ提案ですけれども、これはたしかどこかの議員研修の場所であったと思えますけれども、佐賀県の知事が、県内の地域間格差についての対策として医療とイノシシという政策趣旨で、山間地域でのイノシシ対策なども含め、荒廃が進む山林の整備などもあわせきっちりと取り組み、国のほうへ、猪を含め働きかけをしているというお話を伺いました。まさに的を射た施策であると思えますので、参考事例として、本市においても再生枠予算

を積極的に取り入れて、低迷する地場産業や中山間地域での農家の人たちが苦慮している有害鳥獣対策などへ県とともに取り組む姿勢というか、そういうぬくもりのある政治を行うように心がけてほしいと思えますので、その点どうでしょうか。

なお、本項目については、きのう15番議員が、綿密な調査に基づき、かつ詳細な質問をされていますので、私の質問については、回答、方向性だけで結構です。

なお、一言追加いたしておきますが、今日このような大きな社会現象を生み出している有害鳥獣問題は、戦後一貫してとってきた国並びに県の山林対策政策による徹底した落葉樹林の減少がその大きな要因であるということ踏まえ、国や県へその責任追及も含めて対策の要求を願いたいので、その辺も含めまして一言、姿勢についてお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）中谷晋議員の再質問にお答えをしたいと思います。

ご指摘のとおり、この橋本市域におきましては高齢化率が非常に増えておることの中で、地域再生というんですか、農業委員会でも調べてみますと、荒廃農地が24haあるということのデータをいただいております。これからは倍から3倍増になるのではないかな。特に樹園地の柿なんかの放棄、耕作放棄地ですね、これが非常に多く目にかかるということでございます。せんだってからも私も、農業振興の推進協議会というのがございまして、ここでいろいろと議論をしておるわけでありまして、特に、大都市の皆さんがそういう耕作放棄地を有効に生かして、そして、しかもまちと農村の皆さんとの交流の場づくりというよ

うなこともいろいろ議論をしておるのは確か  
であります。

さて、昨日もイノシシの問題が非常に橋本  
市も多いという現状を私も何箇所か見させて  
いただきましたが、本当にこれが放棄する  
ということに仮になってまいりますと、伐採を  
全部していただければよろしいんですが、何  
年も柿が、放棄地も秋には熟するわけであり  
ます。これがまたイノシシのえさにつながっ  
ていくというような懸念もいろいろあるわけ  
でございますので、総合的にひとついろいろ  
と検討して、本当に中山間地域も日の目の見  
えるような地域づくりに向けて取り組んでま  
いりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）16番 中谷晋君。

○16番（中谷 晋君）ありがとうございます。  
各施策の執行については、職員が十分理  
解して、汗をかいてきっちり取り組んでい  
ただくようお願いをいたしまして、私の一般  
質問を終わります。

○議長（中上良隆君）これをもって、16番 中  
谷晋君の一般質問は終わりました。